

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 和島美枝子

奈良県人事委員会規則第五号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「四千四百円」を「四千七百円」に改め、同項第二号中「六千百円」を「六千四百円」に改め、同項第三号中「七千四百円」を「七千七百円」に改め、同条第三項中「二万二千円」を「二万三千五百円」に、「一万千円」を「一万千七百五十円」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十二月二十五日から施行し、この規則による改正後の宿日直当に関する規則の規定は、同年四月一日から適用する。